

別表第六 炭化水素系物質の排出防止設備等(第二十六条関係)

炭化水素系物質を貯蔵する施設等			排出を防止するために必要な設備等
排出を防止すべき施設の区分	炭化水素系物質の種類	施設の規模	
一 貯蔵施設	有機溶剤	貯蔵施設の容量の合計が五キロリットル以上のもの	浮屋根構造、吸着式処理設備、薬液による吸収処理設備、凝縮式処理と吸着式処理を組み合わせた設備、ベーパーリターン設備又はこれらと同等以上の性能を有する設備
	燃料用揮発油、灯油及び軽油	(一) 燃料用揮発油の貯蔵施設の容量の合計が五キロリットル以上のもの (二) 燃料用揮発油、灯油又は軽油のすべての貯蔵施設の容量の合計が五十キロリットル以上のもの	
二 出荷施設	燃料用揮発油	燃料用揮発油を出荷するための施設であって貯蔵施設の容量が合計五十キロリットル以上のもの	吸着式処理設備、薬液による吸収処理設備、凝縮式処理と吸着式処理を組み合わせた設備、ベーパーリターン設備又はこれらと同等以上の性能を有する設備

備考 容量とは、貯蔵施設の内容積とする。